



2025 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ゆうちょ銀行
代表者名 取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之
(コード：7182、東証プライム市場)

(開示事項の経過) 自己株式取得に係る事項の確定に関するお知らせ (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

2025 年 2 月 27 日にお知らせいたしました「自己株式取得及び自己株式消却に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第 178 条の規定に基づく自己株式の消却)」における自己株式取得のうち、自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付による自己株式の取得 (以下「市場買付による自己株式取得」) に係る事項に関しまして、本日、下記のとおり取得期間が確定しましたので、お知らせいたします。

記

取得期間

2025 年 3 月 18 日 (火) から 2025 年 5 月 14 日 (水) まで (但し、2025 年 3 月 25 日 (火) から 2025 年 3 月 31 日 (月) については、取得を行わない。)

(注 1) 2025 年 2 月 27 日開催の当行取締役会において決議した当行普通株式の売出し (以下「本売出し」) に関し、本日、売出価格等が決定されたことに伴い確定したものです。

(ご参考)

2025 年 2 月 27 日開催の取締役会における市場買付による自己株式取得に関する決議内容

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 40,000,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 1.1%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 400 億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 本売出しに係る売出価格等決定日 (2025 年 3 月 10 日 (月) から 2025 年 3 月 12 日 (水) までの間のいずれかの日) に応じて定まる本売出しの受渡期日の翌営業日 (売出価格等決定日の 6 営業日後の日) から 2025 年 5 月 14 日 (水) まで (但し、2025 年 3 月 25 日 (火) から 2025 年 3 月 31 日 (月) については、取得を行わない。) |
| (5) 取得の方法 | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付 |
| (6) その他本項の自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、 | 当行代表執行役社長に一任いたします。 |

注意事項：

この文書は、当行普通株式に関する自己株式取得に係る事項の確定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は 1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」) に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。

(注2) 市場買付による自己株式取得は、2025年3月期に係る決算確定前の実施が想定されておりますが、自己株式の取得は、会社法上、自己株式を取得した日の属する事業年度末の分配可能額（但し、事業年度末以降、当該事業年度に係る決算確定前に行われる自己株式の取得については、当該決算確定日の分配可能額）が欠損となる可能性が低いと合理的に判断される場合に実施することが可能とされております。当行は、現時点においては市場買付による自己株式取得を実施するに足る分配可能額を有しておりますが、今後、東京証券取引所上場企業の株価の大幅な下落、急激な円高の進行、国内外の長期金利の大幅な上昇又は海外のクレジットスプレッドの大幅な拡大等、当事業年度末（2025年3月末）までに金融市場の大幅な変動や混乱等が生じ、2025年3月末に市場買付による自己株式取得に必要な分配可能額が存在することが合理的に予測できなくなった等の場合には、一部又は全部の自己株式の取得が行われない可能性があります。

以上

注意事項：

この文書は、当行普通株式に関する自己株式取得に係る事項の確定について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当行普通株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。